

第十一回特別弔慰金の請求はお済みですか

第十回特別弔慰金を令和2年まで受給していた方でも、新たに第十一回特別弔慰金の請求がないと来年以降の受給ができなくなります。

戦没者などの死亡当時の遺族で対象となる方は、請求期限までに請求手続きを行ってください。

なお、すでに手続きがお済みの方は、再度していただく必要はありません。

請求期限 令和5年3月31日



問い合わせ 社会福祉課 地域福祉係
☎ 22-2261 FAX 22-2260

農業者の皆さんへ ～アンケートへのご協力をお願いします～

本市では、「人・農地プラン」の見直しを行うためにアンケートを実施しています。

「人・農地プラン」とは、市内の農地について将来的な集積や、担い手についての方針を示すものであり、地区毎での一定の要件を満たさない地区については、農業系の補助金を受けることができなくなる可能性のある重要なプランです。

令和2年3月13日のアンケート回答期限は終了していますが、幅広く農業者の皆さんの意見を取り入れるため、期限終了後も随時受付を行っていますので、ご協力ください。

なお、アンケート用紙が手元にない場合は、農林業振興課(東館1階)に問い合わせください。



問い合わせ 農林業振興課
☎ 22-2223 FAX 22-2237

ちびっこプラザフェスティバル中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、12月13日(日)に開催を予定していましたが「ちびっこプラザフェスティバル」は、中止になりました。

楽しみにしていた皆さんには申し訳ございませんが、ご理解のほどお願いします。



問い合わせ 子育て支援センター
ちびっこプラザ
☎ 22-2440 FAX 22-2441

愛玩鳥飼育者への消毒薬の配布

徳島県養鶏協会は、鳥インフルエンザの発生防止のために「ゼロのつく日は消毒日」として、定期的な鶏舎の清掃・消毒を推奨しています。

吉野川市内で愛玩鳥(鶏、チャボ、烏骨鶏など)を飼育している方に無償で消毒薬を配布しますので、消毒薬を希望する方は、農林業振興課(東館1階)、または、各支所(川島・山川・美郷)までお越しください。

鳥インフルエンザウイルスは、消毒薬や熱に弱いので、鶏舎の消毒は発生防止に大変効果的です。なお、家庭で飼育する鳥が直ちに危険というわけではありません。世界的にも鶏卵・鶏肉を食べることにより鳥インフルエンザに感染することはないとされています。しかし、フンなど排せつ物は速やかに処理したり、鳥など動物と接触した後は手洗いをしたり、清潔にしておくことが重要です。



問い合わせ 農林業振興課
☎ 22-2228 FAX 22-2237



情報ひろば



障害者控除対象者の認定制度

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方が「障害者または特別障害者に準ずる者」として認定を受けると、所得税や市・県民税で「障害者控除」が受けられます。

対象者 次のいずれかに該当する65歳以上の方(すでに身体障害者手帳などの交付を受けている方は除きます)

- ①介護保険の要介護・要支援認定者
- ②介護保険の要介護・要支援認定者ではないが面接調査により前記①に準ずる方

※申請後、調査に伺います。

申請期限 ①随時 ②12月11日(金)

提出場所 社会福祉課(本館2階)または各支所(川島・山川・美郷)

問い合わせ
◇申請と認定について
社会福祉課 障がい福祉係
☎ 22-2263 FAX 22-2260
◇障害者控除について
税務課
☎ 22-2215 FAX 22-2247

「ヘルプマーク」を配布しています

ヘルプマークとは、見た目では分からないが援助や配慮が必要なことを伝えるマークです。付けている方が困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

配布対象者 援助や配慮が必要な方
配布場所 吉野川保健所、社会福祉課(本館2階)、健康推進課(本館1階)

※窓口でヘルプマークが必要とお伝えください。必要理由などは不要です。



問い合わせ 社会福祉課
☎ 22-2263 FAX 22-2260
健康推進課
☎ 22-2268 FAX 22-2245

知っていますか? 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、誰もがお互いを尊重して支え合うことを目指した法律です。国の行政機関・地方公共団体や民間事業者を対象に、障がいを理由に「不当な差別的取り扱い」をしないことや、「合理的配慮」を提供することを規定しています。



不当な差別的取り扱い

障がいを理由にサービス提供を拒否したり、条件をつけたりすること。

例) 学校の受験を拒否する、車いすの方や盲導犬を連れての方の入店を断る、聴覚障がい者が筆談を求めても筆談をしない、本人を無視して付き添いの人とだけ話す、など。

合理的配慮

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思表示があったときに、負担になりすぎない範囲で配慮を提供すること。

例) 視覚障がい者に書類を渡すとき、内容を読み上げる、知的障がいのある方にゆっくり丁寧な話し方をする、など。

問い合わせ 相談窓口 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 22-2263 FAX 22-2260
人権課 人権啓発係 ☎ 22-2229 FAX 22-2260